

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇4・6・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅(中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※4/28・29、5/3～5/6は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 4月10日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 4月18日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

「車上ねらい」の被害が発生しています

今年に入り、竹原市内で夜間、駐車中の車両内から財布などが盗まれる事件が連続して発生しています。財布などの貴重品は、車内に放置しないようにして、適切な保管管理を心がけるようにしましょう。

物音がしたり、不審な人物を発見した際には110番通報をお願いします。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

竹原警察署 ☎ 22-0110

休日納税相談窓口を開設します

何らかの事情で納税が難しい場合は相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時 4月21日(日) 9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

場所 税務課(本庁1階)

利用時間 平日の20時まで(要相談)

問い合わせ 税務課 ☎ 22-7732

消費生活相談室便り

～「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルにご注意!～
相談内容

業者が訪ねてきて、「火災保険は火事だけでなく、自然災害の補償もできる」と、屋根の無料診断を持ちかけられた。診断の結果、破損箇所があるので、勧められるままに保険の申請手続きをしたが、周囲の反対もあり、契約から3日後に解約を申し出たところ、保険金の30%の違約金を請求された。あまりにも高額で支払いたくない。

アドバイス

住宅修理契約の勧誘を受けるという相談が増えていますが、火災保険には自然災害が補償対象となるものもありますが、このケースのように住宅修理契約を結ぶこと自体が目的と思われるような場合、工事内容がずさんだった、保険が下りなかった、高額な申請手数料をとられた、というトラブルも聞かれます。

今回の場合はクーリングオフが可能と思われますが、補償される損害の内容や範囲は個々の保険契約により異なります。また、住宅修理に際しては複数から見積もりをとるなど金額、契約内容をよく確認しましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



聴覚に障害のある人の コミュニケーション支援

聴覚に障害のある人には、乳幼児のときに失聴した人、事故や病気のため途中で失聴や難聴になられた人がいます。

市では、そのような状況にある人が、社会生活を円滑に送り、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたコミュニケーション支援などを行っています。

コミュニケーション支援

聴覚に障害のある人とのコミュニケーション方法は、手話、要約筆記（筆談）などがあり、人それぞれに合った方法を用います。

手話とは、手指の動きや表情などを使って視覚的に表現する言語です。

要約筆記とは、話の内容を即時に文字にして伝えることです。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講演などの内容をスクリーンに写し出す方法があります。

市では、社会福祉協議会に委託して、手話奉仕員と要約筆記奉仕員（※）の養成と派遣を行っています。病院や福祉事務所等の公的機関に赴く際に、聴覚に障害がある人へ音声情報を伝えることや、聞こえる人と聞こえない人のコミュニケーションを行う必要がある場合に利用することができます。

※手話奉仕員と要約筆記奉仕員

日常生活上のコミュニケーションの支援や、市町村等の公的機関からの依頼で広報活動などを行う人。

私の情報カード

「私の情報カード」は、聴覚に障害のある人などが通う病院や緊急連絡先等が記載されたカードです。緊急時にこのカードを提示することにより、本人との意思疎通を円滑に行うことができます。

必要事項を記入後、身体障害者手帳にカードを入れ、手帳のカー

バーに専用シールを貼り利用する仕組みになっています。

難聴児補聴器購入助成事業

聴覚に障害のある児童は、適切な補聴手段を得ることで、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図ることができます。

4月1日から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、補聴器の購入費用を助成する事業を開始しました（7ページ参照）。

聴覚に障害のある人は、外見上わかりにくいいため、その人が抱える困難に、周りの人が気づきにくいことがあります。

市では、今後も障害に対する理解を深める啓発を行うとともに、障害のある人もない人も安心して暮らし、地域で自立した生活を実現するための支援の向上に取り組んでいきます。



電子メール・FAXによる119番

聴覚に障害のある人などを対象に、電子メール・ファックスでの119番通報を受け付けています。利用の際は、利用申込書（東広島市消防局、消防署・分署に備え付け）による事前登録が必要です。

※119番通報の際は、正確な住所や目標物、現在の状態などをお知らせください。

問い合わせ

東広島市消防局指令課

☎ 082-422-0119



要約筆記奉仕員講座 受講希望者募集

要約筆記奉仕員として活動しませんか。これから開講される講座に受講を希望する人を募集しています。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

竹原市社会福祉協議会

☎ 22-5131

